

# 地方独立行政法人大阪市立工業研究所寄附金取扱規程

制定 平成23年12月8日 規程第541号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）への現金及び有価証券（以下「寄附金」という。）の寄附の受入の基準等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(受入・運用の基準)

第2条 法人は、寄附金が次の各号に掲げるいずれにも該当するときは、その寄附金を受け入れることができ、かつ寄附金の運用においても、この基準に従うものとする。

- (1) 寄附金が地方独立行政法人大阪市立工業研究所定款（平成20年4月1日制定）第1条に定める目的及び法人の中期計画の達成に資するものであること
- (2) 寄附金の受入において、次の条件等が附されていないこと
  - ア 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
  - イ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
  - ウ 寄附後に寄附者が寄附金の全部又は一部を取り消すことができること
- (3) 寄附金を受け入れることにより、法人の業務又は財政に特段の負担又は支障がないと認められること

(寄附金の種類)

第3条 法人が受け入れる寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が、用途を特定せずに寄附し、それを受けて法人が用途を特定するもの
- (2) 用途特定寄附金 寄附者が、寄附の申し込みにあたり、あらかじめ用途を特定するもの  
(受入手続)

第4条 寄附金を法人に寄附しようとする者（以下「寄附申込者」という。）は、氏名（法人にあっては法人名及び代表者の役職、氏名）、住所、寄附金額、寄附金の用途特定の有無（特定する場合は、その内容）が記載された寄附金申込書（様式は特に問わないが、参考として様式第1）を法人に提出する。

- 2 理事長は、前項により寄附金申込書を受理したときは、第2条の基準によりその内容を検討し、運営協議会に意見を求め、寄附金の受入の可否を決定する。
- 3 寄附金の受入が決定したときは寄附申込者に寄附金受入決定通知書（様式第2）を送付するとともに、出納責任者にその旨通知する。
- 4 法人は、寄附申込者からの入金を確認したときは、寄附申込者に対して領収書（様式第3）を発行する。

(寄附金の用途及び管理者)

第5条 理事長は、寄附金申込書の内容に基づき当該寄附金の用途及び管理者を決定する。特に、用途に関する記載がない一般寄附金の場合は、理事長はその用途及び管理者を速やかに特定することとする。

- 2 理事長は同じ用途を持つ複数の寄附金を一括し、一人の管理者にまとめて管理させることができる。
- 3 理事長は、前2項いずれの場合においても、第2条に定める受入・運用の基準が順守されるよう、管理者に対して適切な指示を行う。

(一般管理費)

第6条 理事長は、寄附金について、一般管理費を徴することができる。

2 前項における一般管理費は、寄附金金額の10%とする。ただし、寄附金額が100万円未満の場合は、徴収しない。

(寄附金の使用期間)

第7条 受入時に特段の取り決めがある場合を除き、寄附金の使用期間は3年間以下とする。

ただし、適正かつ合理的な理由があると理事長が認めた場合は、使用期間を延長することができる。

(使途変更)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、寄附金の使途を変更することができる。

- (1) 使途目的が達せられ、寄附金に少額の残額が生じたとき
- (2) 前条により、寄附金の使用期間が終了したとき
- (3) 適正かつ合理的な理由により、寄附の使用内容等を変更するとき

(寄附金の経理)

第9条 寄附金は、諸法令及び地方独立行政法人会計基準に従い、厳正に取り扱うものとする。

(運用の報告)

第10条 寄附金の管理者は、毎年度、理事長及び出納管理者に対し、当該寄附金の具体的な運用について報告しなければならない。

(記録の保存等)

第11条 理事長は、寄附者名簿を作成し、記録を保存する。

(適用除外)

第12条 理事長は、国、地方公共団体、特殊法人、国立大学法人及び独立行政法人その他法令により設立された法人から寄附を受ける場合は、理事長の承認に基づき、この規程に規定する手続きを省略することができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年12月8日から施行する。

寄附金申込書

地方独立行政法人大阪市立工業研究所  
理事長

住 所  
法人名  
役職名  
氏 名 ※1

地方独立行政法人大阪市立工業研究所寄附金取扱規程の規定を了解し、寄附金に関し、次のとおり申し込みます。

記

1 寄附金額 円

2 寄附の種類（次の項目のいずれかに○を付ける）

- (1) 一般寄附金（使途を特定しない寄附金）
- (2) 使途特定寄附金（研究開発課題や研究開発テーマ等により使途を特定する寄附金）  
特定する内容：

（記入要領）

※1：「署名」または「記名押印」をお願いします。

様式第2（第4条関係）

平成 年 月 日

寄附金受入決定通知書

（寄附申込者）

様

地方独立行政法人大阪市立工業研究所  
理事長 印

平成 年 月 日付でお申し込みの次の寄附金は、ご趣旨に沿い寄附金として  
受領し、本法人の事業に有効に活用させていただきます。ありがとうございました。

記

寄附金額

円

様式第3（第4条関係）

平成 年 月 日

寄附金領収書

（寄附申込者）

様

地方独立行政法人大阪市立工業研究所  
理事長 印

寄附金として、次の金額を受領いたしました。

記

寄附金額

円